

B型・C型肝炎ウイルス検査が陽性であった方へ 肝炎ウイルス 初回精密検査費用助成のご案内

兵庫県では、肝炎ウイルス陽性者の方に対して、初回精密検査費用を助成、定期的なフォローアップを行います。*医療保険適用のものに限る

対象者

以下、すべて(2は(あ)～(え)のいずれか)に該当する
兵庫県内に住所を有する方

1. 医療保険各法(後期高齢者含む)の規定による被保険者又は被扶養者
2. 1年以内(※)に、以下のいずれかの肝炎ウイルス検査で陽性と判定された方
 - (あ) 兵庫県又は神戸市の肝炎ウイルス検査
 - (い) 職場の肝炎ウイルス検査
 - (う) 妊婦検診の肝炎ウイルス検査
 - (え) 手術前の肝炎ウイルス検査
3. フォローアップに同意した方

※申請は、陽性と判定されてから原則1年以内です。ただし、(う)妊婦検診受検者で妊娠中の通院や出産後の育児等で請求が困難な場合は、陽性と判定されてから最大4年まで請求できます。

(え)手術前の肝炎ウイルス検査受検者で、手術後の長期入院等により1年以内に精密検査の受診及び請求が困難な場合は、陽性と判定されてから最大2年まで請求できます。

◆フォローアップについて

精密検査の受診状況や治療状況を確認させていただき必要な相談支援を行います。
お住まいの区役所の保健師が、電話等をさせていただきます。

対象となる 精密検査

肝炎ウイルス検査で陽性と判定された後、
初めて医療機関で受ける次の精密検査

血液形態・機能検査	末梢血液一般検査、末梢血液像
出血・凝固検査	プロトロンビン時間、活性化部分トロンボプラスチン時間
血液化学検査	総ビリルビン、直接ビリルビン、総蛋白、アルブミン、ALP、chE、 γ -GT 総コレステロール、AST、ALT、LD
腫瘍マーカー	AFP、AFP-L3%、PIVKA-II半定量、PIVKA-II定量
肝炎ウイルス関連検査	HBe抗原、HBe抗体、HCV血清群別判定、HBVジェノタイプ判定等
微生物核酸同定・定量検査	HBV核酸定量、HCV核酸定量
超音波検査	断層撮影法(胸腹部)

*初診料(再診料)、ウイルス疾患指導料及び検査に関連する費用として兵庫県が認めた費用。
医師が真に必要と判断したものに限りです。

*一連の検査は同じ日に受けることを原則としますが、予約の都合等により、検査が複数の日にわたる場合、1ヶ月程度の期間のものであれば助成します。

申請の流れ



厚生労働省肝炎対策
キャラクター

1. フォローアップに同意

お住まいの区役所でフォローアップについて、説明を受けたうえで、請求書等の必要書類を受け取ってください。

2. 精密検査を受診

肝炎ウイルス検査の結果通知書を持参して受診してください。

3. 医療機関での支払

医療機関で請求された額をいったん支払い、**医療機関の領収書と診療明細書**を必ず発行してもらってください。

*医療機関によって発行に費用がかかる場合があります。その費用は自己負担となります。

4. 助成金の申請

お住まいの区役所に下記の書類を提出してください。

<提出書類>

- ① 肝炎ウイルス初回精密検査費用請求書兼フォローアップ同意書
- ② 初回精密検査を受けた医療機関の領収書
- ③ 初回精密検査を受けた保険医療機関が発行した医療内容、保険点数等が記載された診療明細書
- ④ 初回精密検査費用振込先金融機関の口座がわかる書類（預金通帳の写し等）
- ⑤ - (あ) 肝炎ウイルス検査の結果通知書（写し）
- ⑤ - (い) 職場の肝炎ウイルス検査の結果通知書（写し）
（結果通知書により職場での検査と分からない場合のみ、別紙による証明書が必要）
- ⑤ - (う) 母子健康手帳の検査日及び検査結果が確認できるページの写し
（母子健康手帳により検査日等が確認できない場合、医療機関発行の結果通知書が必要）
- ⑤ - (え) 肝炎ウイルス検査の結果通知書、及び肝炎ウイルス検査後に受けた手術に係る手術料が算定されたことが確認できる診療明細書

※⑤について、陽性と判明された肝炎ウイルス検査ごとに必要書類が異なるため、ご注意ください。

<窓口にお持ちいただくもの>

健康保険証、後期高齢者医療被保険者証

5. 兵庫県による審査・申請者への支払い

申請内容を審査し、承認された場合は指定の口座に助成金を振り込みます。

B型・C型肝炎ウイルスに感染していても、ほとんどの場合は、これまでと変わらない生活を送ることができます。

ただし、肝臓の状態により、必要な検査や治療を受けることが重要であり、放っておくと悪化することもあります。

一度、専門医・かかりつけ医を受診し、肝臓の状態を調べ、相談にのってもらいましょう。

【申請窓口・お問合わせ先】

名称	電話番号	名称	電話番号
東灘区	841-4131(代)	長田区	579-2311(代)
灘区	843-7001(代)	須磨区	731-4341(代)
中央区	335-7511(代)	北須磨支所	793-1313(代)
兵庫区	511-2111(代)	垂水区	708-5151(代)
北区	593-1111(代)	西区	940-9501(代)
北神区役所	981-5377(代)		

【事業に関するお問合わせ先】 神戸市健康局保健所保健課（肝炎担当） 331-8181（代表）

兵庫県保健医療部感染症等対策室疾病対策課 341-7711（代表）